

平成28年 6月 14日

お客様各位

リーディング証券株式会社
代表取締役社長 宋 炳哲

弊社に対する関東財務局による行政処分について

弊社に対する検査結果に基づき、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を行うよう勧告が行われておりましたが、本日、弊社は関東財務局長より下記の内容の行政処分を受けましたのでお知らせ申し上げます。

弊社は、この度の行政処分を厳粛かつ重大に受け止め、深く反省するとともに、お客様、株主の皆様ならびに関係者の方々に、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

今後は、問題を発生させた原因を究明し、問題点の改善、経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢の充実・強化に取組み、役職員一同が一丸となり、法令遵守意識の徹底に努め、再発防止に努めて参る所存でございます。

記

【行政処分の内容】

業務改善命令

- (1) 顧客に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。
- (2) 金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、本件に係る再発防止策を策定し、着実に実施すること。
- (3) 本件に係る責任の所在の明確化を図ること。
- (4) 上記の対応・実施状況について、平成28年7月13日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。

以上

<本件に関するお問合せ先>

リーディング証券株式会社

監査部

電話 (03) 4570-1000